

駐車対策の現状



現行制度の特徴(平成18年～)

○**車両の利用者を対象とした放置違反金制度**
⇒放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の利用者に対して、放置違反金の納付が命じられます。さらに納付命令を繰り返し受けた者には、一定期間、車両の使用が制限されます。

○**放置駐車違反確認作業の民間委託**
⇒駐車監視員は、地域住民の意見・要望等を踏まえて策定・公表されたガイドラインの定める場所・時間帯を重点に活動します。

○**放置違反金の滞納処分と車検拒否制度**
⇒放置違反金を滞納して公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となり、放置違反金を納付されないと、車検手続が完了できなくなります。

放置駐車違反の責任追及

○違反事実の確認
○確認標章の取付け

道交法第51条の4第1項

運転者未出頭

使用者責任の追及

弁明の機会付与

放置違反金納付命令

放置違反金を滞納した場合

- ・滞納処分
- ・車検拒否

常習者に対する措置

- ・車両の使用制限

運転者出頭

運転者責任の追及

反則告知

- 常習者に対する措置
- ・運転免許の停止等

※ 放置違反金の額と反則金の額は同額